

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関 の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和6年7月9日	神奈川県統計センター／戸 塚区総務課統計選挙係	戸塚町	令和6年全国家計構造調査 の調査単位区世帯一覧の作 成にかかる事務のため